

## 富士中央配水池太陽光発電設備導入事業（P P A）プロポーザル実施要領

### 1 目的

この要領は、富士市（以下「市」という。）の事業活動に起因する温室効果ガス排出量の削減を図るため、富士中央配水池へP P Aにより太陽光発電設備等を導入する事業の受託者を特定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

### 2 業務概要

(1) 事業名称 富士中央配水池太陽光発電設備導入事業（P P A）

(2) 事業場所 別添「富士中央配水池太陽光発電設備導入事業（P P A）仕様書」のとおり

(3) 事業内容 別添「富士中央配水池太陽光発電設備導入事業（P P A）仕様書」のとおり

(4) 事業期間 別添「富士中央配水池太陽光発電設備導入事業（P P A）仕様書」のとおり

(5) 事業費用

電気料金単価（消費税及び地方消費税含む）及び電力供給予定数量を提案すること。

(6) 市補助金

本事業では環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を活用し、太陽光発電設備の整備に要した費用の一部について、市から事業者に対して補助金（整備費用の1/2、交付限度額：令和7年度 6,364千円）を支払う予定である。

### 3 選定方法 公募型プロポーザル方式

### 4 担当課（問合せ先）

郵便番号 417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地

富士市環境部環境総務課脱炭素推進担当

電話番号 0545-55-2901（直通）

FAX番号 0545-51-0522

メールアドレス ka-kankyousoumu@div.city.fuji.shizuoka.jp

### 5 参加資格

(1) 令和7年度富士市競争入札参加資格審査登録者であること。なお、優先交渉権者を特定する期日までに登録が完了していることを条件に、登録がある者とみなす。

(2) 単独の法人又は複数の法人によって構成された共同事業者（共同事業者を構成する法人は、単独で応募することができない。また、他の応募している共同事業者の構成員となることもできない。）であること。なお、共同事業者の場合は、代表構成員を1者選定すること。

(3) 日本国内に本社又は営業所等の事業拠点を有し、専門技術者等の十分な業務遂行能力及び適切な執行体制を有している法人であること。

(4) 企画提案書に基づく太陽光発電事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること。

- (5) 本事業と類似する P P A による太陽光発電設備の事業履行実績（P C S 出力 3 0 k W 以上かつ現在、稼働中の施設）として、令和 2 年 4 月 1 日以降において実績を有すること。
- (6) 本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。
- ア 建築士法（昭和 2 5 年法律第 2 0 2 号）による一級建築士
  - イ 第一種、第二種または第三種電気主任技術者
- (7) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (8) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）に基づく破産手続開始の申立てをしていない者及びこれらの申立てがなされていない者であること。
- (9) プロポーザル参加表明書等の提出期限の日までに、「富士市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」又は「富士市物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (10) プロポーザル参加表明書等の提出期限の日において、建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 2 8 条第 3 項又は同条第 5 項の規定による営業停止処分（富士市において当該案件に応じた建設工事業の営業ができないものに限る。）を受けていないこと。
- (11) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (12) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。
- ア 役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められる者
  - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
  - エ 役員等が直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者
  - オ 前各項目に規定するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

## 6 公募開始から契約締結までの日程（予定）

本プロポーザルによる受託者特定までの日程は、次のとおりとする。なお、日程は都合により変更する場合がある。

	項目	日程
1	実施要領等の公表	令和7年6月2日（月） 市ウェブサイトに掲載
2	質問書提出期限	令和7年6月9日（月） 電子メールで
3	質問回答の公表	令和7年6月13日（金） 市ウェブサイトに掲載
4	参加表明書及び参加資格 確認書類提出期限	令和7年6月18日（水） 直接持参または郵送で
5	参加資格確認結果通知	令和7年6月20日（金）
6	現場確認	令和7年7月1日（火）～令和7年7月7日（月）
7	企画提案書等提出期限	令和7年7月18日（金）
8	プレゼンテーション及び ヒアリング	令和7年7月25日（金）
9	優先交渉権者の特定等結果 通知	令和7年8月上旬～中旬
10	協定締結	令和7年8月～9月
11	P P A契約締結	令和7年度中

## 7 本事業に係る質問の受付及び回答

本事業に係る質問及び回答については、下記のとおりとする。

- (1) 受付期間 令和7年6月2日（月）から令和7年6月9日（月）まで（最終日は、午後3時までとする。）
- (2) 受付方法 質問書（様式第1号）に記入の上、電子メールで送付すること。  
また、質問書を送信した場合は、担当課へ電話にてその旨連絡すること。  
なお、電子メール以外での質問は一切受け付けないものとする。  
メールアドレス ka-kankyousoumu@div.city.fuji.shizuoka.jp  
電話番号 0545-55-2901（直通）
- (3) 質問回答日 令和7年6月13日（金）
- (4) 回答方法 富士市ウェブサイトに掲載する。
- (5) その他 質問に対する回答内容は、富士中央配水池太陽光発電設備導入事業（P P A）プロポーザル実施要領の追加又は修正として取り扱うものとする。

## 8 参加表明書及び参加資格確認書類の提出

- (1) 提出期間 令和7年6月2日（月）から令和7年6月18日（水）までの午前8時30分から午後5時15分まで（最終日は、午後3時までとする。）
- (2) 提出先 富士市役所環境部環境総務課（市庁舎10階）
- (3) 提出方法 持参（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）又は郵送（提出期限までに必着のこと。）

(4) 提出書類

	提出書類	指定 様式	代表 企業	その他 企業
1	プロポーザル参加表明書	様式 第2号	要	
2	会社概要書	様式 第3号	要	要
3	実施体制・役割分担表（共同事業者の場合に提出）	様式 第4号	要	
4	類似事業履行実績 太陽光発電所の建設・運営の実績（令和2年度～令和6年度の期間で、PCS出力30kW以上かつ現在稼働中の施設）	様式 第5号	要	要
5	商業登記簿謄本（写し可。提出日の3か月以内のもの）		要	要
6	財務諸表 直近2か年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書		要	
7	納税証明書（写し可。提出日の3か月以内のもの） 法人市民税、固定資産税、及び国税（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の「その3」又は「その3の3」）について		要	要
8	協定書（共同事業者の場合に提出）		要	
9	委任状（共同事業者構成員から代表企業への代表権委任）			要

注1) 提出書類に不備がある場合は、受付できないことがあります。

注2) 提出書類は、情報公開請求の公開対象となります。

9 参加資格審査結果の通知及び関連資料の配布

プロポーザル参加表明書、会社概要書、類似業務実績表等で参加資格要件を満たすと認めた参加表明者については、本プロポーザルの「参加資格者」である旨の結果を令和7年6月20日（金）に参加表明者全員に電子メールで「プロポーザル参加資格確認結果通知書」により通知する。

なお、参加資格があると認めた参加表明者には、電子データ（PDFデータ）にて、富士中央配水池の参考資料（建築図面（設置範囲指定あり）、屋根荷重諸元表、電気設計図面、引込盤単線結線図、推定消費電力に係る資料）を提供する。

参加資格者として選定されなかった理由の説明を求める場合、「プロポーザル参加資格確認結果通知書」を電子メールで送付した翌日から起算して5営業日以内に書面（任意書式）にて行うものとし、請求に対する対応は、書面にて回答するものとする。

10 現場確認

(1) 日程の通知方法 現場確認の日時は、参加資格があると認めた参加表明者ごとに調整するものとし、本要領9参加資格審査結果の電子メールにて併せて連絡する。なお、新築中の施設である

ため、完成状態ではないことをご承知おきください。

- (2) 現場確認期間 令和7年7月1日(火)から令和7年7月7日(月)までの期間で、午前9時から午後5時まで(正午～午後1時までを除く)の指定した時間とする。なお、現場確認に参加できるのは1希望者当たり最大5名までとする。

#### 11 企画提案書等の提出

- (1) 提出期間 令和7年6月23日(月)から令和7年7月18日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで(最終日は、午後3時までとする。)
- (2) 提出先 富士市役所環境部環境総務課(市庁舎10階)
- (3) 提出方法 持参(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)又は郵送(提出期限までに必着のこと。)
- (4) 提出書類 次の書類を正本1部、副本10部(写し可)として提出すること。

	提案内容	様式	添付資料等
1	企画提案書	任意	・発電設備の機器配置図を含む設備配置計画図(縮尺1/200程度の平面図) ・発電設備の立面図及び断面図 ・(正本にのみ添付)一級建築士及び電気主任技術者の資格証の写し
2	事業実施計画(概要版)	様式第9号	

注1)提出書類に不備がある場合は、受付できないことがあります。

注2)提出書類は、情報公開請求の公開対象となる場合があります。

注3)添付資料等に示したものが企画提案書の内容として含まれる場合には、別添とする必要はありません。

#### (5) 企画提案書の内容

別紙仕様書を参照のうえ、以下の内容で作成すること。

##### ア 実施方針

提案の基本方針・概要・設備の平常時のシステム構成図等を記載すること。

##### イ 太陽光発電設備容量

想定設備容量(太陽光発電設備定格出力(kW)及びパワーコンディショナの最大定格出力(kW))を検討すること。

##### ウ 自家消費電力量及び温室効果ガス排出削減量

(ア) 施設における想定自家消費電力量を検討すること。なお、算出に当たっては、太陽光パネルの劣化等を考慮すること。また、算出根拠として計算式や日射量等の使用データの出典元等を記載すること。

(イ) 温室効果ガス排出削減量は、施設における1年間の総量を算出すること。なお、電力の二酸化炭素排出量係数は、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度(令和7年3月18日環境省・経済産業省公表)で定められている0.000431t-CO<sub>2</sub>/kWh(東京電力エナジーパートナー(株)調整後排出係数)を使用すること。

エ 設備設置仕様

- (ア) 太陽光発電設備の設置場所、設置方法(架台等)、検討において想定した設備仕様(寸法、重量等を含む)を記載すること。
- (イ) 想定する設置場所での設置方法は、JIS C8955に定められている荷重(風圧、積雪、地震等)に耐えうる構造であること。

オ 事業実施体制図

カ 工事計画概要(設備導入工程表)、実施体制(本業務に従事予定の総括責任者、担当者、予定技術者経歴書、資格証の写し等を記載)、事業フロー及び運転期間における維持管理等のスケジュール

キ 運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画(定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等)、実施体制

ク 故障、緊急時の対応体制図

ケ 事業実施中のリスクに対する対策  
損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること。

コ 事業実施に関する保証

設備の導入、運転期間中に設定するすべての保証内容

サ 代表事業者の経営状況(直近2年間)

貸借対照表、経常利益、(又は営業利益率)、流動比率、自己資本比率等

シ 工事費、運転管理、維持管理のための費用、資金調達を含めた事業資金計画

ス 類似事業履行実績(様式第5号)

太陽光発電所の建設・運営の実績(令和2年度～令和6年度の期間で、PCS出力30kW以上かつ現在稼働中の施設)について、5件まで記載すること。また、記載した業務について、内容が確認できる資料(契約書や仕様書等の写し)を添付すること。

セ 電気料金の概算単価(PPA単価)、発電設備導入後の電気料金、及び積算内訳書

- (ア) 単価は事業期間中一定とし、市より提示した上限単価をもとに提案すること。提案単価は、消費税及び地方消費税を含む価格で提案すること。
- (イ) 電気料金の概算については、運転期間中における自治体の負担として算出すること(運転期間最長20年間分の電気料金シミュレーション等を示すこと)。
- (ウ) 本要領2(6)市補助金に記載のとおり、本事業は交付金を活用することから、工事費等を対象として事業者が補助金として間接交付されるため、工事費の内訳と併せて間接交付額を試算すること。なお、見積りに当たっては交付金の要件、補助率、交付上限額等をよく確認し提案すること。
- (エ) 積算内訳書は様式第10号を使用すること。

ソ 地域貢献に関する提案【任意】

市内業者の活用の提案等があれば示すこと。

タ その他独自提案【任意】

非常時・停電時の利用方法の提案、市の特性を踏まえた独自提案、指定場所以外への設備設置提案、その他温室効果ガス排出量の削減に有効な独自提案等があれば示すこと。

#### チ 事業終了後の設備の取扱の提案

市では事業終了後の設備の取扱について、仕様書 4(2)エに記載のとおりの手法を検討している。これに対しての提案を示すこと。また、その他の手法の提案等があれば示すこと。

#### (6) 留意事項

- ア 企画提案書の表紙には企画提案書（正本）（様式第 6 号）及び企画提案書（副本）（様式第 7 号）を使用すること。
- イ 企画提案書の作成にあたっては、日本語を使用し、A 4 判縦置き横書き左綴りで作成し、正本 1 部、副本 10 部を提出すること。（A 3 判折込み挿入は可）
- ウ 文字の大きさは、原則として 10.5 ポイント以上とすること。
- エ 各様式の一枚目にインデックスを付し、様式ごとに頁（例：「様式第●号」など）を記入すること。
- オ 企画提案者名は企画提案書（正本）（様式第 6 号）のみに記入し、企画提案書（副本）（様式第 7 号）には企画提案者名や企画提案者を連想させるロゴマーク等は記載しないこと。
- カ 企画提案書等の著作権はそれぞれの製作者に帰属するが、プロポーザルの実施上必要な場合は、市で複製を作成する場合がある。
- キ 企画提案書の提出期限以降の書類差し替え、追加及び再提出は認めない。
- ク 企画提案書の内容が不明確な場合には、市から追加資料の提出を依頼することがある。その際、市が指示する提出期限までに追加資料の提出を行うこと。
- ケ 企画提案書等提出された書類は、富士市情報公開条例等の法令に基づき、公表する場合がある。
- コ 企画提案者は、本要領及び仕様書等に記載された内容を承諾の上、応募すること。
- サ 企画提案者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、市は契約の解除等の措置をとることがある。

#### 12 プロポーザル参加辞退届の提出

参加表明をした者が本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、下記のとおりプロポーザル参加辞退届（様式第 8 号）を持参又は郵送にて提出すること。

- (1) 提出期限 令和 7 年 7 月 18 日（金）午後 3 時
- (2) 提出先 富士市役所環境部環境総務課（市庁舎 10 階）
- (3) 提出方法 持参（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）又は郵送（提出期限までに必着のこと。）

#### 13 プレゼンテーション及びヒアリング

- (1) 日時 令和 7 年 7 月 25 日（金）時間と控室は、別途通知する。
- (2) 実施場所 富士市役所 10 階全員協議会室
- (3) 出席者 出席者は、4 人以内とする。
- (4) 所要時間 提案者からの説明 20 分、質疑応答 10 分（予定）

(5) その他

ア 説明は提出資料のみを用い、追加資料の持込みは認めない。

イ プレゼンテーションに当たって機器（パソコン等）が必要な場合は、企画提案者で用意すること。ただし、プロジェクター及びスクリーンは、本市で用意する。

ウ プレゼンテーション及びヒアリングは、非公開で実施する。

14 評価項目及び評価基準

企画提案書等に対する評価項目及び評価基準は、下記のとおりとする。

(1) 評価項目

評価項目		評価の視点	配点
1 技術提案に関する事項	導入設備の内容	・技術提案の具体性及び妥当性	5
		・設備容量及び自家消費電力に関する具体提案	20
2 実施体制	工事遂行能力	・実施体制、施工スケジュールは適切か	5
	業務遂行能力	・メンテナンス計画、維持・管理等の実施体制は適切か	10
	事業実施中のリスク対応	・事業実施中に発生するリスクについて、対応できる提案となっているか	5
	長期契約における事業継続性についての保証	・事業継続を保証できる提案となっているか	5
3 実績	会社概要	・財務状況等について、資金調達に問題がないか（貸借対照表、経常利益又は営業利益率、流動比率、自己資本比率等）	5
	類似実績	・過去に類似する施工実績があり、問題なく実施が見込めるか	5
4 電気料金（概算単価）		・電気料金単価の内訳・算出根拠は明確に示されており、経済性のある価格か	20
5 地域貢献		・市内業者の活用等の地域貢献はあるか	10
6 その他の提案		・その他、事業者独自の有益な提案はあるか	10
評価の合計			100

(2) 評価基準（評価項目ごとの採点の目安）

配点	優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	劣っている
5点	5	4	3	2	1
10点	10	8	6	4	2
20点	20	16	12	8	4

15 審査及び優先交渉権者の特定等

(1) 審査方法等

ア 企画提案書の審査は、富士中央配水池太陽光発電設備導入事業（PPA）審査委員会で行う。

イ 提出された企画提案書の内容、プレゼンテーション及びヒアリングにより、審査委員が、本要領 14 で定める「評価項目及び評価基準」に基づき点数を付け、審査委員全員の合計点が最も高い企画提案者を優先交渉権者とし、2位の者を次点者として特定する。

ウ 本要領 5 に定める「参加資格要件」及び本要領 11 に定める内容を満たさない企画提案書は失格とする。

エ 同一点数が 2 者以上となった場合は、電気料金単価が最も低い企画提案者を上位とし、次点者についても同様とする。

オ 適切な提案がない場合（審査委員の評価平均が 55 点未満）には、優先交渉権者として特定せず、全者において適切な提案がない場合は、プロポーザルの手続きを中止することがある。

## (2) 審査結果の公表

ア 企画提案者には、「プロポーザル企画提案書等審査結果通知書」を、令和 7 年 8 月上旬～中旬に電子メールにて送付する。

イ 審査結果については、優先交渉権者及び次点者を、令和 7 年 8 月上旬～中旬に富士市ウェブサイトで公表する。

ウ 審査結果に関する異議申立ては一切受け付けない。

エ 企画提案者は、審査の経緯及び結果の説明並びに自己の合計点及び順位の開示を求めることができる。この場合、「プロポーザル企画提案書等審査結果通知書」を電子メールで送付した翌日から起算して 5 営業日以内に書面（任意様式）にて請求するものとし、本市は書面にて回答する。なお、評価内容の開示は一切行わない。

## 16 優先交渉権者決定後の手続き

### (1) 基本協定の締結

市と優先交渉権者は、本事業に係る事業契約の締結等に向けた基本協定を締結し、両者の義務について規定するとともに、事業の円滑な実施に必要な諸手続きを定める。基本協定では、少なくとも下記の項目について規定する。

ア 基本的合意（企画提案の内容遵守、準備行為の義務）

イ 事業契約締結への努力義務

### (2) 次点交渉権者との協議

ア 優先交渉権者と基本協定又は事業契約が成立しない場合

市は、優先交渉権者と基本協定又は事業契約の内容に関する協議が成立しない場合、次点交渉権者を優先交渉権者とみなして協議を行うことがある。

イ 事業契約締結までに優先交渉権者が参加資格を欠くに至った場合

事業契約締結までに優先交渉権者が本要領 5 に定める「参加資格要件」を欠くに至った場合は、次点交渉権者を優先交渉権者とみなして協議を行うことがある。

### (3) 事業契約の締結

ア 事業契約書の作成

市と優先交渉権者は、本事業に係る事業契約書を作成するものとする。事業契約書の作成においては、市と優先交渉権者間で協議を行うものとする。

イ 事業契約内容

事業契約書において、事業契約を締結する優先交渉権者（本要領 16 (2) イのみなし優先交渉権者の場合も含む）が遂行すべき業務内容、電力買取り代金の支払い方法及び損害賠償等を定める。

ウ 事業契約に係る契約書作成費用

事業契約書の検討に係る事業者側の弁護士費用及び印紙代等、事業契約書の作成等に要する費用は、事業者の負担とする。

エ 契約保証金

不要とする。

17 業務の範囲

本業務の範囲は別紙「仕様書」を基本とするが、市の判断により契約締結時において、優先交渉権者が企画提案書により行った追加提案等の内容を追加又は変更できることとする。

また、これにより見積金額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。

18 その他（留意事項）

(1) プロポーザル参加表明書及び企画提案書等が以下に該当する場合は、無効となる場合がある。

ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの

イ 指定する様式及び記載上の注意事項に示された条件に適合しないもの

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

(2) 失格となる企画提案者

ア 提案内容が以下に該当する場合は、失格とする。

(ア) 本要領 13「プレゼンテーション及びヒアリング」で定めるプレゼンテーションに出席しない場合

(イ) 企画提案書に虚偽の内容を記載した場合

イ 企画提案者が以下に該当する場合は、失格とする場合がある。

(ア) 本要領に定める手続き以外の方法により、審査委員又は関係者に本プロポーザルに対する援助を直接若しくは間接に求めた場合又は不正な行為をしたと認められる場合

(イ) プレゼンテーション時の説明において、追加資料を提出した場合又は企画提案書の記載内容以外を説明した場合

(ウ) その他審査委員会が不適格と認めた場合

(3) 提出書類の記載内容に関する責任は、企画提案者が負うものとする。

(4) 著作権等に関する事項

ア 企画案の著作権は原則として各提案者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は市に帰属する。

イ 提案者は、市に対し、提案者が企画案を創作したこと並びに第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権をも侵害するものではないことを保証する

ものとする。

ウ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

エ 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、富士市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(5) 書類の作成、提出、プレゼンテーション、ヒアリング等に係る全ての費用は、参加者の負担とする。

(6) 提出された書類の返却はしないものとする。

(7) 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。

#### 19 様式一覧【別紙「様式集」参照】

提出	様式 No.	書類名称
任意	様式第 1 号	質問書
要	様式第 2 号	プロポーザル参加表明書
要	様式第 3 号	会社概要書
要	様式第 4 号	実施体制・役割分担表
要	様式第 5 号	類似事業履行実績
要	様式第 6 号	企画提案書（正本）
要	様式第 7 号	企画提案書（副本）
任意	様式第 8 号	プロポーザル参加辞退届
要	様式第 9 号	事業実施計画（概要版）
要	様式第 10 号	電気料金単価積算内訳書